

世界へ発信! 十和田湖・奥入瀬溪流の魅力

上北地域県民局地域連携部 神 春花

取組紹介

私は、十和田湖・奥入瀬溪流を中心とした上北地域の魅力を発信する仕事に携わっています。

当県民局では、これまで、主に国内旅行者向けに、十和田湖・奥入瀬地域の持つ自然や歴史等の魅力に着目した、体験型観光コンテンツの開発・磨き上げに取り組んできました。

近年は、この地域を訪れる外国人旅行者が台湾を中心に増加してきており、また、外国人旅行者を惹きつける取組を集中的に実施する環境省「国立公園満喫プロジェクト」に十和田八幡平国立公園が選定されるなど、インバウンド(訪日外国人旅行)が盛り上がりを見せています。

そこで当県民局では、昨年度までの取組を生かして、インバウンドを対象とした観光コンテンツの開発など、誘客に向けた仕掛けづくりに力を入れていきます。

世界に選ばれる十和田湖 奥入瀬 ツーリズム推進事業

インバウンドを対象とした観光コンテンツ開発

自然体験に興味・関心のある台湾人旅行者を主なターゲットとして、新たな観光コンテンツの開発を行います。具体的には、台湾の旅行会社を招き、奥入瀬溪流でのコケ観察や十和田湖でのヒメマス釣り体験などの現地視察会を行い、台湾

人旅行者向けの観光コンテンツの企画・磨き上げに取り組みます。

インバウンド勉強会の開催

上記の現地視察会で得た、台湾人旅行者の好みなどの知見やインバウンド対応のノウハウなどを、地元関係者(国、市、観光事業者など)と共有するための勉強会を開催して、地域全体における訪日外国人旅行者の誘客に向けた機運醸成やスキルアップを図ります。

業務にかける思い

十和田湖・奥入瀬溪流は、新緑や紅葉の時期の美しい景観、貴重なコケなどのさまざまな動植物、火山活動によってできた珍しい地形、特徴的な歴史や文化など、訪れる度に新しい魅力が発見

できる場所です。

私は、こうした魅力を世界中に発信し、多くの方々に訪れて楽しんでいただき、また、地域の活性化に貢献したいと強く思っています。そのために、観光コンテンツの開発や、地元の方々との勉強会の開催などに全力で取り組んでいきます。県民の皆さまも、四季折々の魅力にあふれる十和田湖と奥入瀬溪流にぜひお越しください!

◎詳しくは、県庁 HP [上北地域連携部](#)

[Q 検索](#)

上北地域県民局地域連携部 ☎0176-22-8194



神 春花/奥入瀬溪流のコケに魅了された「コケガール」。休日には、多くの友人を現地まで案内して、コケの魅力力を力説している。



現地視察会



関係事業者との打ち合わせ

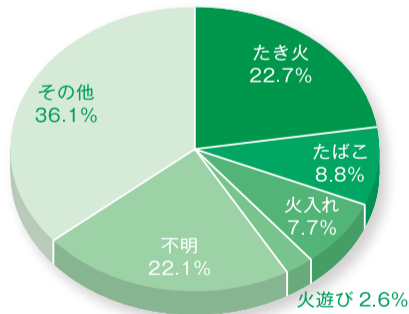
山火事に注意しましょう!

～小さな火 大きな森を 破壊する～

4月10日から6月10日までは「山火事防止運動強調期間」です。県内では4月から5月にかけて山火事が多く発生しており、その原因の多くは、たき火やたばこ火の不始末など、ちょっとした不注意によるものです。



五戸町扇田の森林火災の様子(平成17年5月)



山火事の原因別発生割合(過去5カ年平均)

山火事はいったん発生すると、一瞬にして大切な森林を失うだけでなく、その回復には長い年月が必要となります。このため、特に以下のことに注意し、山火事予防を心掛けましょう。

- ・ 強風時及び乾燥時にはたき火・野焼きをしない
- ・ 枯れ草などがある火災が起こりやすい場所ではたき火をしない
- ・ 火を扱う際はその場を離れず、使用後は完全に消火する
- ・ たばこの吸い殻は必ず消し、絶対に投げ捨てをしない
- ・ 火遊びはしない

春になり暖かさが増して、農作業や山菜採りなど山林やその周辺への出入りが多くなります。私たち一人ひとりが注意して山火事を防ぎ、大切な森林を未来へ引き継ぎましょう。

◎詳しくは、県庁 HP [山火事](#)

[Q 検索](#)

林政課 ☎017-734-9513

平成30年10月1日から青森県の乳幼児はつつ育成事業を拡充します
所得制限の基準を現在の約2倍に引き上げます。
県が市町村に助成する対象児童は
9割程度に拡大します。

県の助成事業の概要

県では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、市町村が給付した乳幼児医療費の自己負担分に対して2分の1を助成しています。

対象年齢	0歳児～小学校未就学児童
所得制限	あり
対象医療費	入院・通院に係る医療費(入院時食事療養費を除く)
一部負担金	0歳児～3歳児 無し 4歳児～小学校未就学児 入院:1日当たり 500円 通院:1月当たり1,500円

拡充の内容

所得制限基準を約2倍に引き上げ

県では、子どもを産み育てる環境づくりを一層進めるため、お住まいの市町村にかかわらず、一定の受給機会の公平性が確保されるよう、保護者の所得制限基準を現在の約2倍に引き上げます。

扶養人数	現在の基準	扶養人数	新たな基準
0人	2,342千円	0人	5,320千円
1人	2,722千円	1人	5,700千円
2人	3,102千円	2人	6,080千円
3人	3,482千円	3人	6,480千円

乳幼児の9割程度が助成対象へ

これにより、県が助成対象とする乳幼児の割合は9割程度まで拡大されることとなりました。

平成28年実績	新基準
35,902人	53,500人程度
乳幼児の約6割	乳幼児の9割程度

実施時期

市町村に対する助成の拡充は、平成30年10月1日からスタートします。これに伴い、お住まいの市町村によっては新たに対象となる場合もありますので、今後、市町村からの広報・案内にご注目ください。

◎詳しくは、県庁 HP [乳幼児はつつ](#)

[Q 検索](#)

こどもみらい課 ☎017-734-9303

